

# 違反対象物公表制度

**施行日 平成 30 年 4 月 1 日**

## 違反対象物の公表制度とは？

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その建物の名称や所在地、違反内容等をホームページで公表する制度です。

可茂消防

検索

## 公表の対象となる建物は？

飲食店、物品販売店などの不特定多数の人が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人では避難することが困難な人が利用する建物です。

(特定防火対象物)



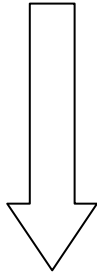
## 公表の対象となる違反内容は？

消防法令で設置義務のある屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の消防用設備等のいずれかが設置されていない建物です。

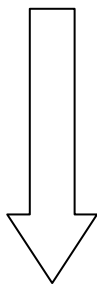


# 公表までの流れ

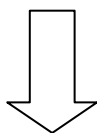
## 立入検査の実施



## 立入検査結果通知書の交付



## 関係者に対する公表の事前通告



# 公表

## 公表の時期

立入検査結果通知書を交付した日から **14日** を経過した日において、なお、同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、公表します。

## 公表の方法

可茂消防のホームページへの掲載



## 公表の内容

対象物の名称	〇〇ビル
所在地	美濃加茂市加茂川町〇〇〇
違反内容	自動火災報知設備未設置

## 問合せ先

可茂消防事務組合

消防本部	予防課	0574-26-0515
中消防署	予防係	0574-26-0229
南消防署	予防係	0574-62-0119
東消防署	予防係	0574-72-1641

## 防火対象物の関係者の皆様へ

次のような場合は、消防用設備等の設置義務が発生し、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に最寄りの消防署にご相談下さい。

- 増改築、隣接建物との接続を行う場合
- 飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入店する場合
- 窓などの開口部をふさぐ、窓にフィルム等を貼付する場合